

奈良学園大学における公的研究費の使用に係る行動規範

（ 制 定 平成28年 2月22日
最近改正 ）

奈良学園大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保しつつ本学の学術研究体制に対する社会からの信頼を担保するため、公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、この規範を誠実に実行しなければならない。

なお、公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規範を準用する。

（研究者等の責任）

1. 研究者等は、公的研究費が国民の税金による公的な資金であることを認識するとともに、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

（研究者等の行動）

2. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、社会の疑惑や不信を招く行為及び本学に対する信頼を揺るがす行為を慎み、公正に行動しなければならない。また、取引業者との関係や利益相反の回避には特に注意しなければならない。

（法令の遵守）

3. 研究者等は、公的研究費の管理及び使用にあたっては、当該研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。

（機関による管理）

4. 研究者等は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。

（不正使用の防止）

5. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

（自己の研鑽）

6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関連する法令等の知識習得、使用ルール及び事務処理手続きの理解に努めなければならない。

（不正等への対応）

7. 研究者等は、公的研究費の不適正な使用及び研究活動の不正行為の恐れがあることを知った関係者は、速やかに通報窓口へ通報しなければならない。